

瀬戸市手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月24日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第5号

瀬戸市手数料徴収条例の一部を改正する条例

瀬戸市手数料徴収条例（平成12年瀬戸市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | | 改正前 | |
|---|------|---|------|
| 別表（第2条関係） | | 別表（第2条関係） | |
| 種類 | 金額 | 種類 | 金額 |
| <省略> | | <省略> | |
| 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第5号イ若しくは第7号イ、第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ又は第63条第3項第5号イ若しくは第7号イの規定に基づく宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査に係る優良宅地造成認定申請手数料 | <省略> | 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第5号イ若しくは第7号イ、第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ、 <u>第63条第3項第5号イ若しくは第7号イ又は第68条の69第3</u> 項第5号イ若しくは第7号イの規定に基づく宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査に係る優良宅地造成認定申請手数料 | <省略> |
| 租税特別措置法第28条の4第3項第6号若しくは第7号ロ、第31条の2第2項第15号ニ、第62条の3第4項第15号ニ <u>又は第63条第3項第6</u> 号若しくは第7号ロの規定に基づく住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申 | <省略> | 租税特別措置法第28条の4第3項第6号若しくは第7号ロ、第31条の2第2項第15号ニ、第62条の3第4項第15号ニ、 <u>第63条第3項第6号若しくは第7号ロ又は第68条の69第3項第6号若しくは第7号ロ</u> の規定に基づく住宅の新築が優良な住宅の供 | <省略> |

| | |
|-------------------------|---|
| 請に対する審査に係る優良住宅新築認定申請手数料 | 給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査に係る優良住宅新築認定申請手数料 |
| <省略> | <省略> |

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の規定は、施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請するものについて適用し、施行日前に申請したものについては、なお従前の例による。